



令和6年度電力・ガス・食料品等価格高騰対策

低所得者世帯支援給付金

(住民税均等割非課税の世帯 10万円/1世帯)のご案内

- 令和6年度電力・ガス・食料品等価格高騰対策低所得者世帯支援給付金(1世帯あたり10万円の支給)は、令和6年度住民税均等割非課税世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、手続きが必要です。

給付金の支給額

1世帯あたり10万円

給付金の支給時期

高取町が確認書(または申請書)を受理した月の翌月末が目安です。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯 (いずれかにあてはまる世帯)

世帯全員の令和6年度
「住民税均等割が非課税」
の世帯

世帯の中に「令和6年1月2日以降に転入」
された方が居り、世帯の全員が令和6年度
「住民税均等割非課税」の世帯

高取町から
確認書が届きます(要返送)
※一部申請が必要な場合があります

令和6年6月3日時点で住民登録のある
高取町から確認書が送付されます。

詳しくは裏面「I」へ

申請が必要です

申請期限：申請書に記載しています。



申請時点で住民登録のある高取町に
申請してください。

【申請書配布先】高取町福祉課

詳しくは裏面「II」へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給手続き

I 令和6年度住民税（均等割）が非課税の世帯

世帯の全ての方が、令和6年1月1日以前から高取町にお住まいの場合

- 対象となる世帯には、高取町から、給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。
- 内容を確認して、高取町に返信してください。

【確認事項】

- ①記載された給付金振り込み口座番号に誤りがないか
- ②住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないこと



II 世帯の中に、令和5年1月2日以降に高取町外から転入した方がいる場合

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に高取町（福祉課）に、直接または郵送でご提出ください。



予期せず家計が急変したことで収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当となった世帯(家計急変世帯)

- 令和6年度給付金では、家計急変世帯申請の取扱いは行ってません。ご注意ください。



電力・ガス・食料品等価格高騰に対する支援給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。



***本給付金は差押え禁止及び所得としては非課税扱いになります。**

お問い合わせ

高取町福祉課
令和6年度電力・ガス・食料品等価格高騰対策
低所得者世帯支援給付金（住民税非課税）窓口



0744-52-3334

受付時間（月曜日～金曜日）

平日 8:30～17:15